務する吏隷やその家族が暮らす場所であって、官廳の需要のための手工業者や商人も居住することはあったが、商工業都市とは言い難かった。さらに、隔地間交易の據點となる港灣都市も未發達であり、陸上での專業的な運送業者も存在しなかった。したがって、商品の流通は主には地方市場を巡回する行商人のネットワークによって支えられていたのである。また、國家によって印造された楮貨はほとんど流通せず、現物貨幣である布が貨幣として用いられていた。

このような朝鮮前期の商業不振現象にたいし、以前は漠然と交換經濟の未熟さや儒教的抑末論に理由が求められていた。しかし、研究の進展にともなって、社會構造や經濟政策の相違に求めようとする議論が提示されている。その一つが朝鮮王朝に獨特な商業論である「利權在上」論に手がかりを求めるものであり、國王の手に種々の物流が掌握されなければならないという發想から、貨幣發行をはじめとして穀物の地域間移動まで統制しようとする經濟政策が展開され、それが權力に依存する形での物流を展開させつつ非權力的な商業を壓迫したと見る考えである（國家の政策ではなく、支配階層の一部である地方兩班の自給自足的な生活樣式に原因を求める考えも提示されているが、同意できない）。

今回の報告では、「利權在上」論をめぐって、朝鮮初期の經濟構想を素描してみようと思う。

明代地方官の朝覲問題

和田正廣

明代の考察制度は考滿と併存し、太祖の創設した朝覲を伴う人治・德治的評價を基本的特徴とする傳統的考課法であり、謂わゆる脱人格的な考成法とは異なるものであった。この朝覲考察制度（察典）は、太祖の時弊懲治策、特に貪官汚吏の限度を越えた搾取から小農民の再生産を保障しようとした官吏懲治法（大明律～到任須知三十一條に至る嚴刑酷法、懲治貪汚）の考課面での新たな創建であった。地方官の考課を三年毎の朝廷への朝覲と併せて、一齊集團的に實施する本制度も、考滿同樣に守（操守＝官員の財貨欲に對處する倫理道德的資質）、政（一定期間内の行政上の治績）、才（裁量行政への公務對處能力）、年、心、貌などといった主に官員の人格や道德的資質を問う評價の基準をもってはいたが、それらの等級の組合せから成る處罰的考語の項目＝八法（貪・不謹・罷軟・不及・浮操などの五法が主體）に對應した處分の項目（爲民・閑住・降調）は、身分剝奪から左遷に至る謂わば太祖の貪官退治法の延長線上にあり、考滿の處分（稱職＝昇等、平常＝留任、不稱職＝降等）よりも嚴重であり、且つ考滿を無力化していた。だが、右の五法のうち、貪を除く四考目の出現は、貪官の顯在化に應じた官界追放處分からの回避を企圖した便法でもあり、制度の形骸化を意味していた。今回は、この考察と連動した地方官の朝覲過程での諸矛盾（中央官への贈賄等々）が生む腐敗の諸問題を地方の側より二、三指摘

したい。

ウイグル佛教寫本に關する年代論
——八陽經と觀音經——

小田壽典

ウイグル文「八陽經」は漢語僞經の翻譯である。しかしたとえば、「皆口常之　說其善語　善法常轉　卽成聖道　說其邪語　惡法常轉　卽墮地獄」（觀智本）とあるのに對して、ウイグル文の邦譯を示すと、「（前略）、もしこれを理解せずして全く違うものにとれば、あるいは惡業に追從し、邪と正と、善と惡と、二種の行爲をなせば、その人は、この世界に流轉する。あるいは、上方の輝ける諸天（神）の地において歡喜する。あるいは、下方の三惡道へ入り苦惱する」とある。すこぶる變容されている。この變容がイラン的死後の世界を表象するかにみえることはいぜんに論じた（『東方學』五五、一九七八）。ここではウイグル文は、いつ、どこで翻譯されたかについて、ウイグル寫本と漢語本ほかとの對比から考えてみたい。

昨年『東方學論集』に發表された木村清孝氏の論考は中國における僞經「八陽經」の思想的成立事情に關說して意義深い。ただ僞經の字句の變遷については異論がある。大部分の漢語「八陽經」の敦煌寫本は派生的變化をへたもので、續藏本は後世の校訂を取り入れているにしても、むしろ原本の字句を保持し、八世紀に我が國に傳えられたといわれるものに遡りうるのではなかろうか。このことはウイグル翻譯經典の成立時期を考える上で重要な觀點となる。八陽經と觀音經のウイグル寫本はそれぞれ初譯と改譯の二種に大別され、前者はソグド的要素を保持して初期のウイグル佛教寫本を代表しうるものである。